２０２１年４月現在

期日指定定期預金規定

第１章　非自動継続型

１．（預金の支払時期等）

（１）期日指定定期預金（以下、本章において「この預金」といいます。）は、証書表面または通帳記載（以下、あわせて「表面記載」といいます。）の満期日以後に利息とともに支払います。

（２）満期日は、この預金の全部または一部について預入日の１年後の応当日（表面記載の据置期間満了日）から表面記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその１か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、１万円以上の金額で指定してください。

（３）満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

（４）指定された満期日から１か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

２．（利息）

（１）この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① １年以上２年未満……表面記載の「２年未満」の利率

② ２年以上……表面記載の「２年以上」の利率

（以下、「２年以上利率」といいます。）

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金を定期預金共通規定第５条第１項、第３項または第４項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。計算した利率が解約日における普通預金利率を下回った場合は、普通預金利率を適用するものとします。）によって１年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当金庫が定めた日からとします。

① ６か月未満……解約日における普通預金の利率

② ６か月以上１年未満……２年以上利率×10％

③ １年以上１年６か月未満……２年以上利率×20％

④ １年６か月以上２年未満……２年以上利率×20％

⑤ ２年以上２年６か月未満……２年以上利率×40％

⑥ ２年６か月以上３年未満……２年以上利率×40％

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を365日として日割で計算します。

第２章　自動継続型

１．（自動継続）

（１）自動継続期日指定定期預金（以下、本章において「この預金」といいます。）は、表面記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

２．（預金の支払時期等）

（１）この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の１年後の応当日（表面記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の１年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその１か月前までに通知してください。この預金の一部について満期日を定めるときは、１万円以上の金額で指定してください。

② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

（２）指定された満期日から１か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

（３）継続停止の申出がない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

３．（利息）

（１）この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期限に応じた利率によって１年複利の方法で計算します。

① １年以上２年未満……表面記載の「２年未満」の利率
② ２年以上……２年以上利率

（２）継続後の預金の利息についても前項と同様の方法によります。ただし、利率については金融情勢の変化により変更することがあり、新利率は、変更日以後に継続される預金から適用します。

（３）継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって継続日に指定口座へ入金しまたは元金に組入れます。

（４）指定された満期日から１か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（５）この預金を定期預金共通規定第５条第１項、第３項または第４項により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。計算した利率が解約日における普通預金利率を下回った場合は、普通預金利率を適用するものとします。）によって１年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当金庫が定めた日からとします。

① ６か月未満……解約日における普通預金の利率
② ６か月以上１年未満……２年以上利率×10％
③ １年以上１年６か月未満……２年以上利率×20％
④ １年６か月以上２年未満……２年以上利率×20％
⑤ ２年以上２年６か月未満……２年以上利率×40％
⑥ ２年６か月以上３年未満……２年以上利率×40％

（６）この預金の付利単位は１円とし、１年を365日として日割で計算します。

第３章　規定の適用

１．（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、定期預金共通規定、休眠預金活用法に関する規定および盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約により取扱います。

以上